

柏市公共下水管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託に関する基本契約書（案）

1 業務名 柏市公共下水管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託

2 業務場所 柏市市内の対象処理区内（千葉県柏市柏5丁目ほか）

3 業務期間 本契約締結日の翌日から平成34年9月30日まで

4 本業務にかかる委託料総額 ●●●●円

① 統括管理業務にかかる委託料総額 ●●●●円

② 計画的維持管理業務にかかる委託料総額 ●●●●円

③ 計画的改築業務にかかる委託料総額 ●●●●円

④ スタッフマネジメント実施計画関連業務にかかる委託料総額 ●●●●円

(なお、上記②、③及び④にかかる委託料総額は予定額であって、各年度の支払額は本契約の条項に従って確定される。)

上記の柏市公共下水管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託（以下、「本業務」という。）について、柏市（以下、「委託者」という。）及び本業務の受託者である〇〇〇（以下、「受託者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な基本契約（以下、「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

委託者 所在地 柏市柏5丁目10番1号

名称 柏市

代表者 柏市長 秋山 浩保

受託者 〇〇〇

（代表者）

所在地 〇〇〇

名称 〇〇〇

代表者 〇〇〇 〇〇 〇〇

目 次

第1章 総則	4
(目的)	4
(用語の定義)	4
(総則)	5
(契約の構成及び適用関係)	6
(契約の保証)	6
第2章 本業務	7
第1節 総則	7
(業務の範囲)	7
(履行期間等)	7
(善管注意義務)	7
(許認可の取得等)	7
(再委託)	7
(保険)	8
第2節 本業務の実施体制	8
(業務実施体制の整備)	8
(統括責任者)	8
(統括責任者等に対する措置請求)	8
第3節 本業務の実施	8
(本業務の実施)	8
(全体業務計画書)	9
(年度協定一計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務)	9
(年間業務計画書等)	9
第4節 計画的改築業務	10
(年度協定一計画的改築業務)	10
(委託者による申請等)	10
(業務の中止)	10
(工期の変更)	10
(計画的改築業務にかかる増加費用)	11
(計画的改築業務にかかる費用の減少)	11
(委託者による検査及び引渡し－設計)	12
(委託者による検査及び引渡し－工事)	12
(国庫補助金制度の変更)	12
第5節 業務報告等	12
(委託者による監視、立入検査)	12
(業務の報告等)	13
第3章 適正な業務の確保とモニタリング	13
(受託者によるセルフモニタリング)	13
(委託者及び第三者によるモニタリング)	13
(要求水準等違反にかかる違約金相当額の減額)	14
第4章 委託料の支払	14
(委託料)	14
(委託料の支払－統括管理業務)	14
(委託料の支払－計画的維持管理業務)	15
(委託料の支払－ストックマネジメント実施計画関連業務)	15
(委託料の支払－計画的改築業務の設計費)	15
(委託料の支払－計画的改築業務の工事費)	16
(著しく賃金又は物価が変動した場合等の委託料の変更)	16

(委託料の支払停止)	17
第5章 その他の受託者の義務	17
(瑕疵担保)	17
(地域住民対応)	18
第6章 リスク分担及び損害賠償	18
(リスク分担の原則)	18
(増加費用の負担)	18
(損害賠償)	19
(法令等の変更)	19
(不可抗力の発生)	20
第7章 契約終了	21
(業務移行期間)	21
(期間満了による終了)	21
(委託者による解除)	21
(契約が解除された場合等の違約金)	23
(受託者による解除)	23
第8章 その他	24
(表明及び保証)	24
(契約上の地位の譲渡等)	24
(通知)	24
(著作権の利用等)	24
(著作権等の譲渡禁止)	25
(著作権の侵害防止)	25
(秘密保持)	25
(柏市情報セキュリティポリシーの遵守)	26
(契約締結費用の負担)	26
(準拠法及び管轄裁判所)	26
別紙1 リスク分担表	27
別紙2 保険	29
別紙3 年度協定（改築以外）	30
別紙4 年度協定（改築業務）	37

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約は、委託者が管理する下水管路施設の維持管理を予防保全型へ転換するために、各種業務における受託者の創意工夫を促し、効率的な維持管理が実現できるよう複数年度契約で包括的に業務委託を実施し、下水道サービスレベルの維持・向上とともに業務の効率化を図るために必要な基本事項を定めることを目的とする。また、頭書に定める業務期間における受託者の義務を明確化して、受託者によるその義務の履行を確実にする。

(用語の定義)

第2条 本契約において用いられる用語の定義は、本文中において特に明示されているもの及び文脈上別意に解すべきものを除き、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「企画技術提案書」とは、プロポーザル実施要領等に基づき、本業務の受託者の選定手続きにおいて、受託者が提出した企画技術提案書をいう。
- (2) 「業務移行期間」とは、履行期間の最終1ヶ月間をいう。
- (3) 「業務計画書」とは、第16条及び第18条に定める各業務計画書の総称をいう。
- (4) 「業務事務所」とは、本業務を実施する事務所として、要求水準書において定められた場所をいう。
- (5) 「業務準備期間」とは、本契約締結日から履行開始日の前日までの期間をいう。
- (6) 「国庫補助金」とは、社会資本整備総合交付金を含む、本業務について委託者が国から交付を受ける補助金の総称をいう。
- (7) 「成果品」とは、要求水準書に基づいて受託者が提出すべき提出図書の総称をいう。
- (8) 「年度協定書（改築以外）」とは、第17条第1項に基づき締結される年度協定書をいう。
- (9) 「年度協定書（改築業務）」とは、第19条第1項に基づき締結される年度協定書をいう。
- (10) 「不可抗力」とは、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責に帰すことができない事由をいう。
- (11) 「プロポーザル実施要領等」とは、本業務に関し、委託者が平成30年4月〇日に公表した柏市公共下水管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託公募型プロポーザル実施要領その他委託者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書の総称をいう。
- (12) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
- (13) 「本業務」とは、柏市公共下水管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託、即ち、計画的維持管理業務、計画的改築業務、ストックマネジメント実施計画関連業務、統括管理業務及び

企画技術提案に基づく業務任意業務の総称をいう。

- (14)「本件施設」とは、要求水準書において定められた本業務の委託対象地区(以下、「委託対象地域」という。)内の汚水に関する管渠、マンホール、取付管、公共污水栓等及び雨水に関する管渠、雨水函渠、開渠、マンホール並びに本契約締結後、委託者及び受託者の協議の上、本業務の対象として追加された施設をいう。
- (15)「モニタリング基本計画」とは、柏市公共下水管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託モニタリング基本計画（案）に基づき受託者が委託者に提出し、委託者の承諾を得た、主にセルフモニタリングを実施するための基本計画の総称をいう。
- (16)「モニタリング手順書」とは、柏市公共下水管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託モニタリング手順書（案）に基づき受託者が委託者に提出し、委託者の承諾を得た、主にセルフモニタリングを実施するための手順書の総称をいう。
- (17)「要求水準書」とは、本業務について、委託者が公表した平成 30 年 4 月 10 日付「柏市公共下水管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託 要求水準書」(その後の修正及び変更を含む) をいう。
- (18)「履行開始日」とは、平成 30 年○月○日をいう。
- (19)「履行期間」とは、履行開始日から履行期間満了日までの期間をいう。
- (20)「履行期間満了日」とは、平成 34 年 9 月 30 日をいう。

(総則)

第3条 委託者及び受託者は、本契約に基づき、プロポーザル実施要領等及び要求水準書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行する。

- 2 受託者は、履行期間中、委託対象地区にて本業務を行うとともに、成果品を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、要求水準書の内容に沿って本業務を実施及び成果品を完成させるため、本業務に関する指示を受託者又は受託者の統括責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の統括責任者は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、本契約若しくはプロポーザル実施要領等及び要求水準書に特別の定めがあるとき又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議があるときを除き、本業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 本契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、プロポーザル実施要領等に特別の定めがあるときを除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 8 本契約及びプロポーザル実施要領等における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号) 及び商法(明治 32 年法律第 48 号) の定めるところによるものとする。

9 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする¹。

(契約の構成及び適用関係)

- 第 4 条 本契約は、プロポーザル実施要領等、要求水準書及び企画技術提案書と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。
- 2 前項の各書類の内容について齟齬又は矛盾がある場合には、本契約、プロポーザル実施要領等、要求水準書及び企画技術提案書の順で優先的な効力を有する。ただし、企画技術提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて企画技術提案書が要求水準書に優先する。
- 3 第 1 項の各書類間で疑義が生じた場合は、委託者及び受託者の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 4 本契約の規定に基づき年度協定書（改築以外）及び年度協定書（改築業務）が締結された場合、かかる年度協定書は、本契約と一体の契約となり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。

(契約の保証)

第 5 条 受託者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

- (1)契約保証金の納付
- (2)契約保証金に代わる担保となる有価証券等（国債証券、地方債証券、政府が保証する証券、委託者が確実であると認める公社債券）の提供
- (3)本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4)本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5)本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の規定による保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、頭書第 4 項記載の計画的改築業務に係る委託料総額の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 3 第 1 項の規定により、受託者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 頭書第 4 項記載の委託料総額の変更があった場合には、保証の額が変更後の頭書第 4 項記載の計画的改築業務に係る委託料総額の 10 分の 1 に達するまで、委託者は保証の額の増額を請求すること

¹ 受託者が共同企業体である場合には、共同企業体協定書の提出、代表企業の役割、共同企業体構成員が連帯債務を負担することについて、規定を追加します。

とができ、受託者は保証の額の減額を請求することができる。

第2章 本業務

第1節 総則

(業務の範囲)

第6条 本業務の範囲は、以下の各号に定める業務及びその他要求水準書に定める業務とする。

- (1)計画的維持管理業務
- (2)計画的改築業務
- (3)ストックマネジメント実施計画関連業務
- (4)統括管理業務
- (5)企画技術提案に基づく任意業務

2 受託者は、本契約で定められた範囲内において、その裁量により、計画的に人員配置、維持管理方法、使用機材、消耗品等を決定し、本業務を行うことができる。

(履行期間等)

第7条 本契約の有効期間は、本契約締結日の翌日より平成34年9月30日までとする。

2 本業務の履行期間は、履行開始日の0時より履行期間満了日の24時までとする。

(善管注意義務)

第8条 受託者は、本契約の定めるところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本業務を実施しなければならない。

(許認可の取得等)

第9条 受託者は、法令上に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。

2 前項に定めるもののほか、受託者は、本業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して維持しなければならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務の全部又は主要業務を一括して、第三者に請け負わせ又は委託してはならない。

2 受託者は、事前に委託者の書面による承諾を得て、本業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託することができる。

3 前項に基づき本業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託した場合、受託者は当該第三者による業務の遂行につき一切の責任を負担し、当該第三者の責めに帰すべき事由は受託者の責めに帰すべ

き事由とみなす。

(保険)

- 第 11 条 受託者は、本業務の実施にあたり、別紙 2 記載の損害賠償責任保険等の保険に継続して加入しなければならない。なお、受託者は、保険契約を締結するに当たり、事前に保険契約の内容及び保険証書の内容について委託者の承諾を得なければならない。
- 2 受託者は、前項の規定による保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを委託者に提出しなければならない。
- 3 受託者は、第 1 項に基づき加入した保険の内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を委託者に通知し、その承諾を得なければならない。
- 4 委託者は、履行期間中別紙 2 に記載される保険に加入する。

第 2 節 本業務の実施体制

(業務実施体制の整備)

- 第 12 条 受託者は、本業務の実施のため、本契約及び要求水準書に定めるところに従い、業務準備期間中に必要な業務実施体制を整備し、速やかに委託者に報告する。体制の内容に変更があった場合も同様とする。
- 2 前項に定めるもののほか、受託者は、業務準備期間中に、要求水準書の定めるところに従い、提出書類の提出及び業務実施体制の整備を行わなければならない。

(統括責任者)

- 第 13 条 受託者は、本業務の統括責任者を選任し、委託者に届けなければならない。統括責任者に変更があった場合も同様とする。

(統括責任者等に対する措置請求)

- 第 14 条 委託者は、統括責任者又はその他の本業務担当者等がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に委託者に通知しなければならない。

第 3 節 本業務の実施

(本業務の実施)

- 第 15 条 受託者は、履行期間中、本契約、プロポーザル実施要領等、要求水準書及び企画技術提案書

に基づき、本件施設について本業務を実施する。

(全体業務計画書)

第 16 条 受託者は、本契約締結後 14 日以内に、本契約に定める条件を満たす全体業務計画書を作成し、委託者に提出し、委託者の承諾を得るものとする。

2 全体業務計画書は、委託者及び受託者の合意により変更することができる。ただし、全体業務計画書に定める、計画的改築業務のうち国庫補助金が支給される業務にかかる委託料が毎事業年度●円を超えず、計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務のうち国庫補助金が支給される業務にかかる委託料が毎事業年度●円を超えない変更であり、かつ、本業務にかかる委託料の総額が頭書第 4 項に定める委託料の総額を超えない変更のみ可能なものとする。

(年度協定一計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務)

第 17 条 受託者は、全体業務計画書に従い、計画的維持管理業務にかかる業務の実施予定箇所、実施数量及びこれに対応する委託料並びにストックマネジメント実施計画関連業務の実施内容、実施時期及びこれに対応する委託料について合意し、大要別紙 3 の様式に従った年度協定書（以下、「年度協定書（改築以外）」という。）を、当該年度開始後速やかに締結する。

2 受託者は、年度協定書（改築以外）に従って、計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務を実施する。

3 前項の規定にかかわらず、年度協定（改築以外）の対象となる年度における、計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務にかかる国庫補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度協定（改築以外）に定める計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務にかかる委託料は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、委託者は、業務計画書の内容にかかわらず、受託者と協議のうえ、当該年度協定（改築以外）に規定する計画的維持管理業務及びストックマネジメント実施計画関連業務の内容を、国庫補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とするものとし、受託者は、これに異議を述べない。

(年間業務計画書等)

第 18 条 受託者は、年度協定書（改築以外）及び年度協定書（改築業務）を踏まえ、毎事業年度開始後速やかに（ただし、履行期間の初年度については、平成 30 年●年●月●日までに）、本契約に定める条件を満たす当該年度の年間業務計画書を作成し、委託者の承諾を得るものとする。なお、当該年間業務計画書には、年度協定（改築業務以外）及び年度協定（改築業務）に基づき、当該年度の業務内容ごとの委託料の内訳を記載するものとする。

2 受託者は、毎月 25 日までに、本契約に定める条件を満たす翌月の月間業務計画書を作成し、委託者の承諾を得るものとする。

3 受託者は、業務計画書に基づき本業務を実施するものとする。委託者が、業務計画書に基づき本

業務が行われていないおそれがあると判断した場合、委託者は受託者に説明を求めることができる。その結果、委託者が、業務計画書に基づき本業務が行われていないと認めた場合、委託者は受託者に是正（業務計画書の変更を含む）を求めることができる。

- 4 受託者が業務計画の変更を希望する場合、受託者は、変更の 10 日前までに変更理由及び変更内容を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。

第 4 節 計画的改築業務

(年度協定一計画的改築業務)

第 19 条 受託者は、全体業務計画書に従い、計画的改築業務にかかる業務の実施予定箇所、実施数量及びこれに対応する委託料について合意し、大要別紙 4 の様式に従った年度協定書（以下、「年度協定書（改築業務）」という。）を、当該年度開始後速やかに締結する。

- 2 受託者は、年度協定書（改築業務）に従って、計画的改築業務を実施する。
- 3 前項の規定にかかわらず、年度協定（改築業務）の対象となる年度における、計画的改築業務にかかる国庫補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度協定（改築業務）に定める計画的改築業務にかかる委託料は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、委託者は、業務計画書の内容にかかわらず、受託者と協議のうえ、当該年度協定（改築業務）に規定する計画的改築業務の内容を、国庫補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とするものとし、受託者は、これに異議を述べない。

(委託者による申請等)

第 20 条 計画的改築業務の実施に当たって委託者が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合、受託者は、書類作成及び手続き等について、計画的改築業務にかかるスケジュールに支障のない時期に実施できるように協力する。

(業務の中止)

第 21 条 委託者は、必要があると認める場合、受託者に対し、計画的改築業務にかかる設計又は工事について、中止の内容及び理由を通知した上で、当該設計又は工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

(工期の変更)

第 22 条 受託者は、計画的改築業務にかかる設計又は工事について、年度協定（改築業務）に定められた完成期限（本条において以下、「工期」という。）の変更の必要性又はそのおそれが明らかになった場合、直ちに委託者に報告する。

- 2 受託者が法令等の変更又は不可抗力により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、委託者及び受託者は、協議により新しい工期を定めるものとする。

- 3 前項の協議が整わない場合、委託者は、新しい工期を合理的に定めるものとし、受託者はこれに従わなければならない。
- 4 委託者及び受託者は、工期の変更により当該年度協定（改築業務）に基づく改築業務に生じた増加費用及び損害の負担については、第 23 条に定めるところに従う。

(計画的改築業務にかかる増加費用)

第 23 条 年度協定（改築業務）の締結後に当該年度協定（改築業務）に基づく計画的改築業務について受託者に増加費用若しくは損害が生じた場合又はそのおそれが明らかになった場合、受託者は、直ちに市に報告する。

- 2 年度協定（改築業務）の締結後に、年度協定（改築業務）締結時では予見できなかつた事由による現場条件の変更に起因して当該年度協定（改築業務）に基づく計画的改築業務にかかる工事について受託者に増加費用及び損害が生じた場合、委託者は、受託者と協議のうえ、当該年度協定（改築業務）に定める計画的改築業務にかかる委託料を増額変更するか、又は、計画的改築業務の内容の変更につき決定し、当該決定に従つて当該年度協定（改築業務）を変更するものとし、受託者はこれに異議を述べない。
- 3 年度協定（改築業務）の締結後に、委託者の責めに帰すべき事由により当該年度協定（改築業務）に基づく計画的改築業務について受託者に増加費用及び損害が生じた場合、及び、要求水準書別紙 1 の 1.3 に基づき委託者が負担する費用が発生した場合、委託者は、受託者と協議のうえ、当該年度協定（改築業務）に定める計画的改築業務にかかる委託料を増額変更するとともに、当該増加費用及び損害相当額を、年度協定（改築業務）に基づく当該計画的改築業務にかかる費用の支払期限までに受託者に支払う。
- 4 年度協定（改築業務）の締結後に、不可抗力により当該年度協定（改築業務）に基づく計画的改築業務について受託者に増加費用及び損害が生じた場合であつて、第 47 条の規定に基づき委託者が当該増加費用及び損害を負担する場合には、当該負担について前項の規定を適用する。
- 5 年度協定（改築業務）の締結後に、受託者の責めに帰すべき事由により当該年度協定（改築業務）に基づく計画的改築業務について受託者に増加費用及び損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は受託者が負担する。
- 6 第 2 項ないし第 5 項に定める場合以外の場合であつて、やむを得ない理由により当該年度の計画的改築業務に関連して受託者に増加費用若しくは損害が生じた場合（別途の改築にかかる工事が必要となった場合を含む。）、委託者は、受託者と協議のうえ、当該年度の計画的改築業務の見直し並びに受託者の増加費用及び損害の負担につき決定し、当該決定に従つて当該年度協定（改築業務）を変更するものとし、受託者はこれに異議を述べない。

(計画的改築業務にかかる費用の減少)

第 24 条 理由のいかんを問わず、ある年度の計画的改築業務に要する費用が年度協定（改築業務）に定める委託料を下回る場合には、委託者は、受託者と協議のうえ、当該差額相当額をもって行う

計画的改築業務を決定し、必要に応じて当該決定に従って当該年度協定（改築業務）を変更するものとし、受託者はこれに異議を述べない。

（委託者による検査及び引渡し－設計）

第 25 条 受託者は、改築業務にかかる設計業務が完成したときは、検査願届を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による検査願届を受理したときは、受理した日から 14 日以内に受託者の立会いの上、当該設計業務の完成を確認するための検査を実施し、検査の完了（合格）によって受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

（委託者による検査及び引渡し－工事）

第 26 条 受託者は、改築業務にかかる工事が完成したときは、検査願届によりその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による検査願届を受理したときは、受理した日から 14 日以内に受託者の立会いの上、当該改築業務にかかる工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、当該改築にかかる工事の目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。

4 委託者は、第 2 項の検査によって改築業務にかかる工事の完成を確認した後、完成工作物引渡書により受託者が当該改築業務にかかる工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該改築にかかる工事の目的物の引渡しを受けなければならない。

5 受託者は、改築にかかる工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。

6 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による修補が完了した場合に準用する。この場合において、「改築業務にかかる工事を完成」とあるのは、「修補を完了」と、「改築にかかる工事の完成」とあるのは「修補の完了」と読み替える。

（国庫補助金制度の変更）

第 27 条 国庫補助金制度が変更される場合においては、委託者と受託者は、協議のうえ本契約の継続等に向けた措置を講ずる。

第 5 節 業務報告等

（委託者による監視、立入検査）

第 28 条 委託者は、隨時、自ら、又は、本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有

すると認めた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、本業務の実施について検査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないよう努めなければならない。

- 2 委託者（委託者から委託を受けた機関を含む。）は、前項の検査又は受託者の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受託者に通知をした上で業務事務所へ立ち入ること、また、適宜受託者に説明を求めるができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。

(業務の報告等)

第 29 条 受託者は、履行期間中、本業務について、要求水準書に定める提出書類を作成し、委託者に提出するものとする。

- 2 前項に定める提出書類の様式は、受託者の提案に基づき、委託者が承諾するところによる。
- 3 委託者は、第 1 項に基づき提出された書類の内容について、受託者に説明を求め、また、必要な範囲で、受託者が本業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
- 4 受託者は、本業務完了時、本業務について要求水準書に定める提出図書を作成し、委託者に提出するものとする。

第 3 章 適正な業務の確保とモニタリング

(受託者によるセルフモニタリング)

第 30 条 受託者は、履行期間中、法令等及び本契約によって実施が義務付けられている事項について下水道法その他の法令等及び本契約（モニタリング基本計画に規定された事項を含むが、これらに限られない。）並びに企画技術提案書において提案したセルフモニタリング方法に基づき点検等（以下、「セルフモニタリング」という。）を行い、その結果を適切に保存するとともに、委託者からの提出要請があった場合には速やかに提出する。

- 2 受託者は、履行期間中、企画技術提案書において提案した事項についてセルフモニタリングを実施し、その方法及び結果について、委託者に対して、自らが企画技術提案書において提案した方法又は委託者の求めに応じて隨時、報告書を作成してこれを提出する。
- 3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画（モニタリング手順書を含む。）に従うものとする。

(委託者及び第三者によるモニタリング)

第 31 条 委託者は、履行期間中、受託者が下水道法その他の法令等及び本契約の内容（モニタリング基本計画に規定された事項を含むが、これらに限られない。）を満たす方法により本業務を実施しているか否かについて、モニタリング基本計画及び企画技術提案書に従ってモニタリングを実施

する。

- 2 前項に定める委託者によるモニタリングに加えて、履行期間中、受託者の契約目標等の達成状況や履行状況等について、必要に応じて専門的知見を持つ第三者機関を活用したモニタリングも実施されるものとし、受託者はこれに異議を述べない。
- 3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画（モニタリング手順書を含む。）に従うものとする。

（要求水準等違反にかかる違約金相当額の減額）

第 32 条 第 30 条及び第 31 条に基づくモニタリングの結果、本業務について本契約の内容を充足していない未達事項（以下、「要求水準等違反」という。）が存在することが判明した場合、委託者は、モニタリング基本計画の定めるところに従って、受託者に対して要求水準等違反にかかる違約金に相当する金額の減額を求めることができる。この場合において、委託者は、要求水準等違反にかかる違約金相当額を、受託者に対する支払金額から減額することができるものとし、受託者はこれに異議を述べない。

第 4 章 委託料の支払

（委託料）

第 33 条 本業務の委託料の総額は金〇〇〇円（消費税及び地方消費税込）とし、その内訳は頭書第 4 項の通りとする。

- 2 前項に定める委託料のうち、計画的維持管理業務、計画的改築業務及びストックマネジメント実施計画関連業務に関する委託料については、それぞれ年度協定（改築以外）及び年度協定（改築業務）に定めるところに従う。
- 3 前二項の規定にかかわらず、企画技術提案に基づく業務のうち要求水準書に定めるアクション指標に対応する業務（任意業務）については、委託料は支払われない。

（委託料の支払－統括管理業務）

第 34 条 統括管理業務にかかる委託料の総額は金〇〇〇円とし、履行期間を通じて四半期ごとに均等額を支払うものとする。

- 2 受託者は、各四半期に行った統括管理業務について、対象期間にかかる月間業務報告書（第四四半期については年間業務報告書）をもって委託者に報告するものとし、委託者は、当該報告を受けた後から 10 日以内に報告内容を確認する。
- 3 受託者は、委託者が前項に基づく報告内容を確認した日以降（ただし、最終日が銀行営業日（銀行が営業することを義務付けられている日をいう。以下同様。）でない場合、直前の銀行営業日までとする）に、統括管理業務各四半期の委託料の支払いを翌月 14 日までに委託者に請求する。

4 委託者は、前項に基づく請求を受けたときは、適法な請求を受けてから 30 日以内（ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする）に、委託料を支払うものとする。

（委託料の支払い－計画的維持管理業務）

第 35 条 計画的維持管理業務にかかる委託料については、年度協定（改築以外）に定めるところに従い、業務の実績に応じて四半期ごとに支払うものとする。

2 受託者は、各四半期に行った計画的維持管理業務について、対象期間にかかる月間業務報告書（第四四半期については年間業務報告書）をもって委託者に検査を請求するものとし、委託者は、当該請求を受けてから 10 日以内に当該業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 受託者は、委託者が前項に基づく検査に合格した日以降（ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする）に、対象期間にかかる業務の出来高に応じて、委託者の承諾を得た各業務の単価に基づき算定した金額を、各四半期の委託料として翌月 14 日までに委託者に請求する。

4 委託者は、前項に基づく請求を受けたときは、適法な請求を受けてから 30 日以内（ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする）に、委託料を支払うものとする。

（委託料の支払－ストックマネジメント実施計画関連業務）

第 36 条 ストックマネジメント実施計画関連業務にかかる委託料については、年度協定（改築以外）に定めるところに従い、当該業務完了後に以下の規定に従って支払うものとする。

2 受託者は、年度協定（改築以外）に基づき当該年度で予定するストックマネジメント実施計画関連業務を完了したときは、検査願届を委託者に提出しなければならない。

3 委託者は、前項の検査願届を受理ときは、10 日以内に受託者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を実施し、検査の完了（合格）によって受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 受託者は、検査に合格したときは、年度協定（改築以外）に示す金額の支払いを翌月 14 日までに委託者に請求する。

5 委託者は、前項に基づく請求を受けたときは、適法な請求を受けてから 30 日以内（ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする）に、委託料を支払うものとする。

6 受託者は、前項に定める委託料について、年度協定（改築以外）の定めるところにより、前金払及び部分払の請求をすることができる。

（委託料の支払い－計画的改築業務の設計費）

第 37 条 計画的改築業務のうち設計業務にかかる委託料については、年度協定（改築業務）に定めるところに従い、当該業務完了後に以下の規定に従って支払うものとする。

2 受託者は、第 25 条第 2 項に基づく検査に合格したときは、年度協定（改築業務）に示す設計業務にかかる委託料の支払を翌月 14 日までに委託者に請求する。

- 3 委託者は、前項に基づく請求を受けたときは、適法な請求を受けてから 30 日以内（ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする）に、委託料を支払うものとする。
- 4 受託者は、前項に定める委託料について、年度協定（改築業務）の定めるところにより、前金払及び部分払の請求をすることができる。

（委託料の支払い—計画的改築業務の工事費）

第 38 条 計画的改築業務のうち改築業務にかかる委託料については、年度協定（改築業務）に定めるところに従い、当該業務完了後に以下の規定に従って支払うものとする。

- 2 受託者は、第 26 条第 2 項に基づく検査に合格したときは、年度協定（改築業務）に示す改築業務委託料にかかる委託料の支払を翌月 14 日までに委託者に請求する。
- 3 委託者は、前項に基づく請求を受けたときは、適法な請求を受けてから 40 日以内（ただし、最終日が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日までとする）に、委託料を支払うものとする。
- 4 受託者は、前項に定める委託料について、年度協定（改築業務）の定めるところにより、前金払及び部分払の請求をすることができる。

（著しく賃金又は物価が変動した場合等の委託料の変更）

第 39 条 委託者又は受託者は、履行期間内で本契約締結の日から 12 ヶ月経過した後に、日本国内における著しい賃金水準又は物価水準の変動により、年度協定（改築業務）に基づく当該計画的改築業務のうち改築業務にかかる委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して当該委託料の変更を請求することができる。ただし、その時点で既に委託者が受託者に対して支払済の委託料については、この限りではない。

- 2 委託者及び受託者は、前項の請求があったときは、変動前残工事代金額（年度協定（改築業務）に規定される当該計画的改築業務にかかる委託料から当該請求時の当該計画的改築業務にかかる各工事の既履行部分に対応する委託料の合計額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に対応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、委託料の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求があった時を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始から 14 日以内に協議が調わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第 1 項による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第 1 項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替える。
- 5 特別な要因によりに履行期間中に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、計画的改築業務のうち改築業務にかかる委託料が著しく不適当になったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定によるほか、計画的改築業務のうち改築業務にかかる委託料の変更を請求できる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、本業務にかかる委託料が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は前各項の規定にかかわらず、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、本業務にかかる委託料の変更額については委託者と受託者が協議して定める。ただし、特段の理由がない限り、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、変更額を委託者が定め、受託者に通知する。
- 8 前項の協議開始の日については委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(委託料の支払停止)

- 第40条 モニタリング基本計画に基づき、本契約及び要求水準書で定める内容を充足していないと判断される事象（以下、「契約内容未達」という。）に対する是正の命令に対して是正が行われていると認められない場合、委託者は受託者に対し、事前に書面により通知したうえで、その是正が完了するまでの間、委託料の支払を停止することができる。
- 2 前項の支払停止を行う場合には、発注者は受託者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 第1項に定める契約内容未達が是正されたときは、委託者は、第1項に基づき支払を停止していた委託料を、速やかに受託者に支払うものとする。この場合、支払を停止していた期間にかかる利息は一切付さないものとし、受託者は異議を述べない。

第5章 他の受託者の義務

(瑕疵担保)

- 第41条 委託者は、成果品の引渡しを受けた後又は計画的改築業務にかかる工事の実施箇所における工事が完了した後において、当該成果品、工事に瑕疵があることが発見されたときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに、損害の賠償を請求することができる。
- 2 委託者は、受託者が実施した計画的維持管理業務の結果異常がないものと受託者が判断した箇所について、本契約終了後に異常が発見された場合であって、受託者が異常を見落としたことが客観的に明らかであるときは、計画的維持管理業務の瑕疵に該当することを理由として、当該異常の見落としに起因して委託者に生じた損害の賠償を請求することができる。
 - 3 前二項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、成果品の瑕疵については成果品の引渡しを受けた日から、計画的改築業務にかかる工事の瑕疵については工事の実施箇所について完了確認がなされた日から、計画的維持管理業務における異常の見落としの場合には本契約終了の日から、

それぞれ 2 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

- 4 委託者は、成果品の引渡し又は計画的改築業務にかかる工事の完了確認の際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、成果品の引渡し又は計画的改築業務にかかる工事の完了確認の際に受託者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第 1 項の規定は、成果品、計画的改築業務にかかる工事又は計画的維持管理業務の瑕疵が、プロポーザル実施要領等の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを委託者に通知しなかったときは、この限りではない。

(地域住民対応)

- 第 42 条 受託者は、必要に応じて、自らの費用負担及び責任において、本業務の実施に必要な住民対応（本業務の実施に伴い必要となる環境対策及び広報等を含む。）を行わなければならない。
- 2 受託者は、予め委託者の承諾を受けない限り、住民対応の不調を理由に本業務を変更することはできない。
 - 3 受託者は、住民対応の結果、本業務の実施に必要となった費用を負担しなければならない。ただし、本業務を行政サービス（公共下水道サービス）として実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、委託者の負担とする。

第 6 章 リスク分担及び損害賠償

(リスク分担の原則)

- 第 43 条 本業務の実施に関して受託者に増加費用又は損害が発生した場合、本契約で別途定める場合を除き、当該増加費用又は損害の負担については、別紙 1 のリスク分担表に定めるところによる。委託者は本契約で別途定める場合及び前記リスク分担表において委託者が負担者となっている事項以外には、本業務に関し、何らの費用又は責任も負担しない。

(増加費用の負担)

- 第 44 条 第 23 条に定める場合を除き、本業務の実施に要する費用が増加した場合であって、当該費用の増加が委託者の責めに帰すべき事由による場合（プロポーザル実施要領等及び本件施設について委託者が提供した資料と本件施設の現況との間に齟齬があり、かかる齟齬が当該資料から合理的に予測できないことを受託者が立証した場合であって、当該齟齬により本業務に要する費用が増加した場合を含む。）、当該増加費用は委託者が負担する。ただし、増加費用の発生の防止について、受託者が合理的な努力を怠っている場合にはこの限りではない。

(損害賠償)

第 45 条 受託者について次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受託者は委託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

- (1) 受託者が本契約のいずれかの条項に違反したことにより委託者に損害が生じた場合
 - (2) 前号に定めるものの他、受託者の責に帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合
- 2 委託者の本契約の違反その他委託者の責に帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合、委託者は受託者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責に帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、委託者は受託者に対して求償権を行使することができる。
- 4 委託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、委託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。委託者の責に帰すべき事由により受託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受託者は委託者に対して求償権を行使することができる。

(法令等の変更)

第 46 条 受託者は、本契約締結日以降の法令等の変更により本事業の実施が困難となった場合、その内容の詳細を直ちに委託者に対して通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、委託者は受託者に対し、法令等の変更による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、委託者は法令等の変更により履行困難となつた受託者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、受託者及び委託者は、当該法令等の変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 委託者が受託者から第 1 項の通知を受領した場合、委託者及び受託者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本契約及び要求水準の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず変更された法令等の公布日から 60 日以内に本契約又は要求水準の変更について合意が成立しない場合は、委託者が法令等の変更に対する対応方法を受託者に対して通知し、受託者はこれに従い本事業を継続する。
- 4 前項に基づく対応により発生する費用の負担は以下の通りとする。ただし、受託者の故意又は重大過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。
- (1) 本業務に直接関係する法令等の変更の場合には、委託者の負担とする。
 - (2) 本業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更の場合には、受託者の負担とする。
- 5 法令等の変更により、本業務を行うことができなかつた期間が発生した場合であっても、原則として受託者は本業務のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま業務期間が満了したときの委託料については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものと

する。

- 6 法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は、直ちに本契約を解除することができる。この場合には、第 49 条及び第 50 条第 3 項の規定を準用する。

(不可抗力の発生)

第 47 条 本契約で別途定める場合を除き、本契約締結日以降、不可抗力により本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、受託者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに市に対し通知するとともに、委託者と受託者の協議により定めた事業継続計画である BCP (以下、「BCP」という。) に従い初期対応をしなければならない。

- 2 前項の場合において、委託者が本事業の継続のために必要と判断した場合、受託者は委託者の指示に従う。
- 3 第 1 項の場合において、委託者は受託者に対し、不可抗力による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、委託者は不可抗力により履行困難となった受託者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、受託者及び委託者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 第 1 項の通知があった場合又は委託者が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、委託者及び受託者は、協議の上、管理対象施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、本業務の復旧に向けて必要となる BCP にかかる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。
- 5 前項に基づき実施する事業継続措置に要する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。
- 6 不可抗力により本件施設が損傷した場合、委託者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受託者の故意又は重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受託者の負担とする。
- 7 前項に規定する本件施設の損傷により、本業務を行うことができなかつた期間が発生した場合であっても、原則として受託者は本業務のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ない理由により本業務の一部が未履行のまま業務期間が満了したときの委託料については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。
- 8 本件施設の損傷により本業務の内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において、本業務の内容を変更することができる。当該本業務の内容の変更により受託者に生じた費用については、委託者の負担とする。
- 9 本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができる。この場合には、第 49 条及び第 50 条第 3 項の規定を準用する。